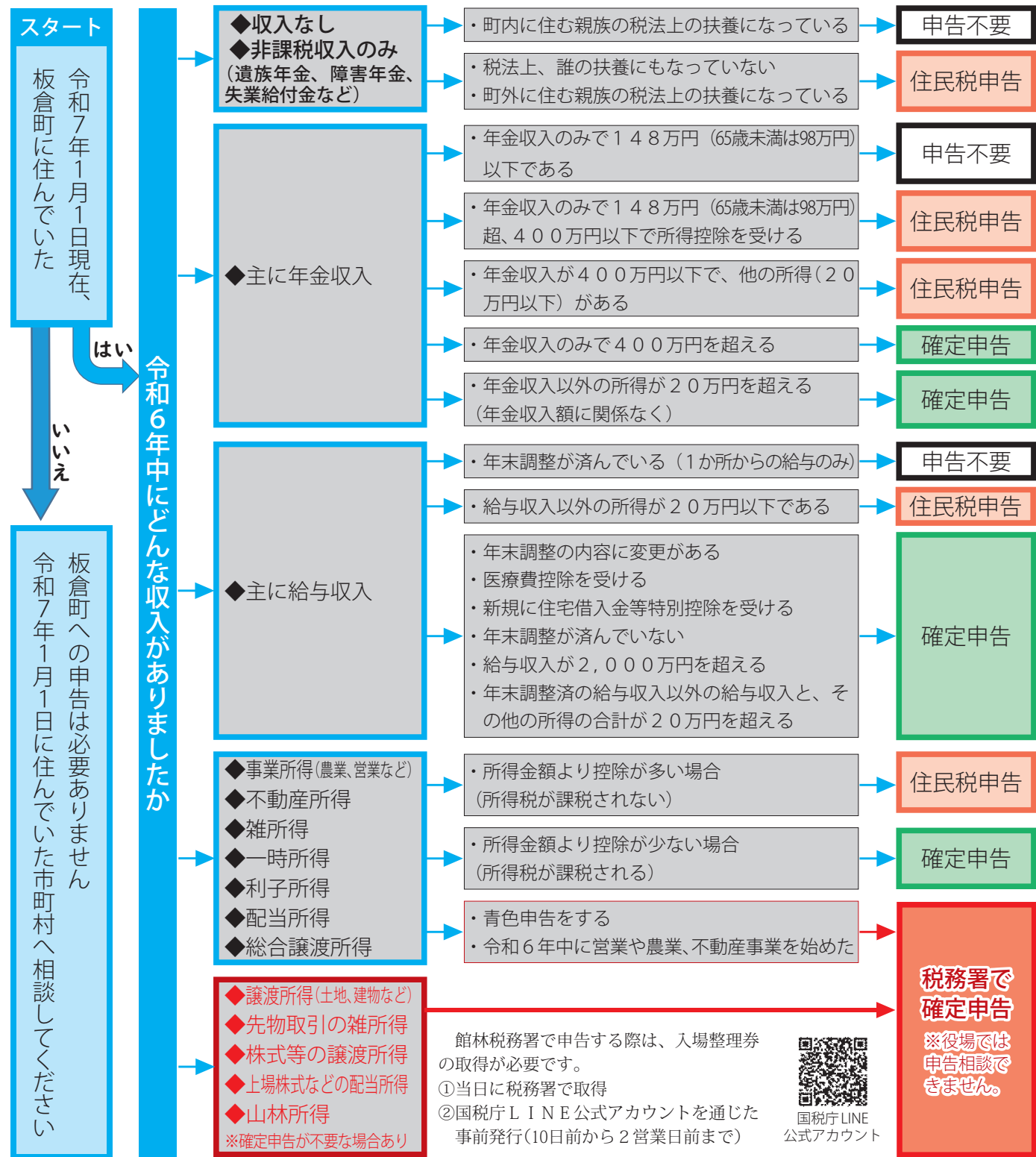


# あなたに必要な申告を、フローチャートで確認してみましょう

- ・チャートにある年齢は、令和7年1月1日現在です
- ・納めすぎた所得税の還付を受ける場合は、フローチャートにかかわらず確定申告が必要です



確定申告は、e-Tax・スマホ申告が便利です。マイナンバーカードとスマートフォン(マイナンバー読取対応)があれば、確定申告書等作成コーナーを利用して確定申告を行うことができます。

問合せ e-Tax作成コーナーヘルプデスク ☎0570-01-5901



# 税の申告

所得税・町県民税の申告相談を実施します

**2月17日(月) ~ 3月17日(月)**  
(土・日、祝日は除く)

**受付時間** 午前9時~正午・午後1時~4時

※整理券には限りがあるため、午後4時前に終了となる場合もあります。

**場所** 役場3階大会議室

◀上記の期間中でご都合の良い日にお越しください▶

**期限内に申告をしましょう**

所得税・町県民税(住民税)の申告は、町県民税だけでなく、給付金などの各種手当や国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料などの算出基礎となります。忘れずに申告をしましょう。

**申告が必要な場合**

令和7年1月1日現在、板倉町に住んでいたかたで、次のいずれかに該当するかた

- 事業、農業、不動産、配当などの所得があるかた
- 給与収入が2千万円を超えるかた
- 給与収入・年金収入以外に所得があるかた
- 令和6年中に退職して、年末調整をしていないかた
- 令和7年4月1日現在、19歳未満で、無収入のかた(町内在住者の扶養に入っている場合は除きます)
- 医療費控除や生命保険料控除などを申告して、所得税の還付を受けたいかた

**町での申告が不要な場合**

- 税務署で所得税の確定申告をするかた(e-Taxでの)

## 申告相談は整理券が必要です



整理券は午前7時30分から休日・時間外受付入り口で、午前8時30分からは会場で配布します。記載された時間を目安に会場へお越しください。予定時間がずれることがありますのでご了承ください。

贈与税や消費税の相談は、館林税務署へ。  
問合せ ☎72-4373

- 電子申告を含みます)**
- 収入が給与のみで年末調整が済んでおり、給与の源泉徴収票に記載された以外の控除がなく、勤務先が給与支払報告書を町へ提出しているかた
  - 収入が公的年金のみで、年金の源泉徴収票に記載された扶養・社会保険料以外の控除がないかた
- 申告に必要なもの**
- ①収入が確認できる書類  
給与・年金・退職金などの源泉徴収票、農業・営業などの収支内訳書、報酬の支払調書など
  - ②マイナンバーカード(カードをお持ちでないかたは、マイナンバーが確認できる書類と運転免許証などの確認書類)
  - ③扶養しているかたのマイナンバーが確認できる書類
  - ④控除が確認できる書類  
国民年金保険料などの社会
  - ⑤還付となるかたは、申告者本人の預貯金口座がわかるもの
  - ⑥確定申告をするかたのみ、利用者識別番号が分かるもの(番号が記載された税務署からの通知書やはがき)
- 問合せ** 住民税係 ☎82-6127
- ▼身体障害者手帳・障害者控除対象者認定書など
  - ▼ふるさと納税の寄附金の受領証など
  - ▼医療費の領収書は自宅です年間保管してください。
  - ▼生命保険料・地震保険料の控除証明書
  - ▼医療費控除の明細書(明細書には、領収書1枚ごとではなく、医療を受けたかた別、さらに病院または薬局別に記載してください)、必要事項が記載された医療費のお知らせ、高額療養費などの補てん金に分かるものなど
  - ▼医療費の領収書は自宅です年間保管してください。
  - ▼生命保険料・地震保険料の控除証明書
  - ▼医療費控除の明細書(明細書には、領収書1枚ごとではなく、医療を受けたかた別、さらに病院または薬局別に記載してください)、必要事項が記載された医療費のお知らせ、高額療養費などの補てん金に分かるものなど
  - ▼医療費の領収書は自宅です年間保管してください。
  - ▼生命保険料・地震保険料の控除証明書
  - ▼医療費控除の明細書(明細書には、領収書1枚ごとではなく、医療を受けたかた別、さらに病院または薬局別に記載してください)、必要事項が記載された医療費のお知らせ、高額療養費などの補てん金に分かるものなど